



平成 17 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルガレージ
代 表 者 名 代表取締役CEO 林 郁
(J A S D A Q ・ コード 4 8 1 9)
(URL <http://www.garage.co.jp/>)
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長
櫻 井 光 太
T E L 0 3 - 5 4 6 5 - 7 7 4 7

取締役会決議（定款変更）のお知らせ

平成 17 年 8 月 29 日開催の当社取締役会において「定款の一部変更の件」に関し、平成 17 年 9 月 22 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会において下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催日 平成 17 年 9 月 22 日

2. 定款の一部変更の趣旨および目的

- (1) 「電子公告制度の導入のため商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたこととともない、当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告ができないときの措置を定めるものであります。(第 4 条)
- (2) 会社の発行する株式の総数は、185,000 株とされているところ、発行済株式総数が既に 78,653.23 株(平成 17 年 8 月 3 日現在)となっていることから、今後の機動的な資金調達の確保のため、会社の発行する株式の総数を 240,000 株に変更するものであります。(第 5 条)
- (3) 決算期の翌日から定時株主総会までに新株発行等が行なわれた場合に株主の皆様の議決権行使を促す等、機動的な対処が可能となるよう、取締役会決議により、あらかじめ公告して基準日を設定することができることを可能にするために新設するものであります。(第 9 条第 2 項)
- (4) 取締役がより効率的な意思決定を行なえるように、取締役の定員を現行の「15 名以内」から「10 名以内」に変更するものであります。(第 14 条)
- (5) 補欠として選任された場合を除き、すべての取締役について就任後 2 年の任期とし、経営体制の強化と経営の継続性を維持するため、一部変更するものであります。(第 16 条)
- (6) 経過措置期間の満了にとともない附則の削除を行なうものであります。(附則)

3. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> | <p>第1章 総則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、</u>日本経済新聞に掲載してする。</p> |
| <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は、<u>185,000株</u>とする。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当会社は、営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 (新設)</p> | <p>第2章 株式等</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は、<u>240,000株</u>とする。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることができる。</u></p> |
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は<u>15名以内</u>とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、<u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、<u>補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> |
| <p>附則</p> <p><u>第23条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役については、なお従前のおり任期は3年とする。</u></p> | <p>(削除)</p> |

以上